

各 部 等 の 長 様

市 長

平成30年度予算編成方針について(通知)

I 経済情勢と国の予算編成動向

政府が本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2017」では、日本経済の現状について、『アベノミクスを取組の下、緩やかな回復が続くことが期待される。』としており、『経済の好循環により生み出された富が、国民に広く享受され、隅々まで実感できるよう人材への投資による生産性向上や消費と民間投資の喚起などに取り組む』ことが課題とされています。

同時に、平成30年度予算の編成に向けては、『行政サービスの地域差の「見える化」を通じた行財政改革(先進・優良事例の全国展開や業務の広域化・IT化等)の推進を軸に、地方自治体の工夫を引き出しつつ、財政資金の効率的配分を図ることを検討するなど、経済・財政一体改革を加速して行くことに加え、根拠に基づく議論と検討の結果を予算に反映させることや、厳格な優先順位づけによりメリハリをつけること』などが基本的な考え方として示されています。

II 本市の財政状況

財政収支の見通しは、歳入面で、市税や地方消費税交付金が伸び悩み、それらを補う地方交付税も、総務省の試算で平成29年度比△2.5%が示されており、主な一般財源の額は平成29年度を下回る見込みです。一方、歳出面では、社会保障関係経費等の増加をはじめ、地方創生への取組や公共施設等総合管理計画の推進に要する一般財源は増加が見込まれ、単年度の歳出が歳入を上回る状況も予測されます。

III 予算編成の基本的な考え方

平成30年度は、「宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4年目であるとともに、第四次宇部市総合計画後期実行計画がスタートする年となります。このため、多様な主体の力を集結して、地方創生に向けた取組を加速化させていくとともに、中期実行計画の検証を踏まえつつ、2021年の市制100周年に向けて、本市の持つ魅力と資源を最大限に活かしたまちづくりを進めていきます。一方で、予算編成に当たっては、引き続き限られた財源を効率的に配分するため、事業の選択と経営資源の集中を図る必要があることから、以下に示す基本方針を遵守の上、創意工夫と全体最適の視点を持って編成にあたることとします。

1 基本方針

- (1) 以下に示す「重点施策事業」に財源を重点配分するので、積極的に事業を立案すること。また、その他の事業についても、各部等で優先順位付けを行うことで人材や財源の有効活用を図ること。
- (2) 新たな事業の立案については、既存事業の廃止・縮小により財源を生み出すことを基本とする。なお、施策事業について、3年サンセット方式を原則とするので、事業の目的や効果をPDCAサイクルにより検証し、その結果を反映させること。
- (3) 施設の維持・更新にあたっては、「公共施設等総合管理計画」を踏まえ、人口減少への対応など長期的な視野に立って、今後の施設のあり方を検討した上で、ライフサイクルコストの縮減を図ること。
- (4) 民間企業や研究開発機関との連携は、投資を誘発させ、新たな産業の創出につながる可能性があることから、庁内他部署との連携はもちろん、広域や他の組織・団体との連携強化を図り、課題解決に向け事業の構築を図ること。
- (5) 歳入があつて初めて歳出が可能となるということを再認識し、国・県の動向、制度の改廃等を注視するとともに、民間資金の活用など多様な財源の確保に全力で取り組むこと。
- (6) 市議会からの意見・要望や監査委員による決算審査意見などについては、客観的な評価・意見等として重視し、施策に反映すること。

2 重点施策事業

- (1) 現在策定中の後期実行計画における「取組の方向性」実現のための事業
 - ア 産業力強化・イノベーション創出のまち
 - イ 生きる力を育み、子どもの未来が輝くまち
 - ウ 健幸長寿のまち
 - エ 共に創る魅力・にぎわいあふれるまち
 - オ 安心・安全で、快適に暮らせるまち
- (2) 「宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における5つの基本目標の実現のための事業
- (3) 公共施設等総合管理計画に基づく耐震・長寿命化事業

IV 見積基準

下表「平成30年度予算見積基準」を遵守すること。

なお、個別事業ごとの基準を示すものではないので、「Ⅲ 予算編成の基本的な考え方」の内容を踏まえ、メリハリをつけて見積ること。

平成30年度予算見積基準

区 分	一 般 財 源 見 積 基 準	備 考
1 投資的経費	◆ 重点施策事業 オータムレビューを踏まえた年間必要額	
	◆ その他 平成29年度当初予算額(一般財源)の範囲内	
2 施策的経費 (投資的経費以外)	◆ 重点施策事業 オータムレビューを踏まえた年間必要額	
	◆ その他 平成29年度当初予算額(一般財源)の80%の範囲内	
3 義務的経費	◆ 公債費 年間必要額	
	◆ 以下の経費については、創意工夫による見直し効果を反映させた年間必要額 扶助費・人件費・債務負担行為・ 繰出金(事務費繰出は「4 管理的経費」に準じる)・ 長期継続契約に係るもの・公債費に準じるもの・ 公営企業への負担金等・市町法令外負担金	
4 管理的経費	平成29年度当初予算額(一般財源)を上限とし、 創意工夫による見直し効果を反映させること。	

財 政 課
内線 8173,8174